

ごみ減量はみんなの力で



ごみ・資源物の分別に取り組む下柚木都営第一団地の皆さん

優良集積所に優マーク

集合住宅の管理者や所有者、居住者と市が協力して、7月から実施している「集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度」。

この制度は、アパート・マンションなど集合住宅にお住まいの方の、ごみ分別意識の向上を目的とし、申請された「ごみ・資源物集積所」の管理状況を調査し、適正であれば「優良集積所」と認定するものです。

対象は、分譲・賃貸を問わず10世帯以上で、ごみ・資源物専用集積所を設けている集合住宅です。

申請は、集積所を管理する方(管理会社・自治会など)が行い、申請費用は必要ありません。認定調査で指摘事項があった場合でも、改善していただければ継続して認定に向けた調査・指導を行います。

11月1日現在57か所の集積所を認定しています。

その中から、住民皆さんの取り組みで認定を受けた、下柚木都営第一団地を紹介いたします。



認定マーク

下柚木都営第一団地自治会長の松尾輝夫さん(写真)にお話を伺いました。



以前から団地の美化に力を入れてきましたが、優良集積所と認定されれば、居住者の二層のごみ分別意識とモラルの向上になると思います、自治会の総会で提案し、申請しました。認定されたことを自治会だよりに掲載したところ、自治会の美化委員以外の方が、私も分別を手伝います」と声を掛けてくれました。居住者全員が利用する集積所ですから、「人任せにしない」ことが大事だと思います。

また、居住者全員の方が、ごみ出しのルールを再認識するきっかけになればと思います。

もくじ(主な内容)

- P2・3... 皆さん・事業者・行政が一体となって
- P4・5... 紙は繰り返し使える大切な資源です
- P6..... 不法投棄のないきれいなまちづくりをめざして
- P7..... 家庭用指定収集袋収入の使いみちなど
- P8..... お知らせ

皆さん・事業者・行政が一体となって

エコショップ認定制度

ごみ減量の効果を維持するためには、市民の皆さんは「ごみとなるものを家庭に持ち込まない」、事業者は「ごみとなるものをお客様に渡さない」という意識が重要です。市では、ごみの発生を抑制する取り組みを積極的に行っている、環境にやさしいお店を八王子市エコショップとして認定しています。

〔エコショップの取り組み〕

- レジ袋の削減、簡易包装の実施
- 商品のばら売りやはかり売りの実施
- 環境に配慮した商品の販売
- リサイクルへの取り組み など



エコショップの多くは、店頭で牛乳パックや発泡スチロールトレイなど資源の回収を行っています。認定店のスーパーマーケットの一つでは、回収している発泡スチロールトレイの量は自店から出される量の約23%となっています。さらに回収率を上げるように努力しています。



ごみの減量と資源の節約の第一歩はレジ袋の削減です。エコショップではお客様にマイバッグをつけていただくことを積極的に呼びかけています。写真のコンビニエンスストアでは店員が直接、お客様のマイバッグに商品をお入れしています。

エコショップ認定制度に参加していただける店舗を募集しています。
 <お申し込み>
 ごみ減量対策課 620・7256(直通)

エコショップ一覧 (平成18年11月1日現在、店舗名は50音順)

網代園	横山町10-14	グルメシティ八王子大和田店	大和田町6-13-3	スーパーアルプス西八王子店	散田町3-17-1
イトーヨーカドー八王子店	狭間町1462-1	グルメシティ八幡町店	八幡町4-11	スーパーアルプスはぎま店	桐田町1208
イトーヨーカドー南大沢店	南大沢2-28-1	京王ストアめじろ台店	めじろ台1-9-2	スーパーアルプス横川店	横川町540-1
いなげや八王子中野店	中野山王1-11-16	コープとうきょう北野台店	北野台5-49-6	スリーエフ武分町店	武分町4
いなげや八王子松木店	松木15-7	コープとうきょう城山手店	城山手1-27-5	スリーエフ八王子横川町店	横川町108-20
内田ストア	みつ台2-2-9	コープとうきょう高倉店	高倉町46-7	スリーエフ横川町陣馬街道店	横川町549-4
am/pm八王子安町1丁目店	子安町1-29-1	コープとうきょう狭間店	狭間町1452-5	セブンイレブン大谷店	大谷町47-4
am/pm八王子高倉町店	高倉町1-10ノースランドハイヴ	茶寮茶和	八木町3-15	セブンイレブン北八王子店	大和田町2-22-11
エコショップ元気広場	片倉町440-15	三和堀之内店	別所2-1	セブンイレブン千人町店	千人町4-12-3
エコスタイル西寺方店	西寺方町482-1	三和南大沢店	南大沢3-9	セブンイレブン八王子繊維工業団地店	下恩方町1185-1
エコス東浅川店	東浅川町518-1	スーパーアルプス宇津木台店	久保山町1-10	ダイエー榎原店	榎原町1463-1
エコス元八王子店	元八王子町3-2211	スーパーアルプス恩方店	西寺方町69-1	ダイエー八王子店	横山町4-8
風とみどりのマルシェ	本町3-4	スーパーアルプス甲の原店	中野町2689-3	タカクラメガネ	八幡町12-5
きもの西室	横山町6-12	スーパーアルプス台町店	台町3-24-20	八王子市役所内売店	元本郷町3-24-1
クリエイトSD八王子元本郷店	元本郷町4-17-16	スーパーアルプス高倉店	高倉町66-15	ペーカリーパパン	上野町68-1
グルメシティ高尾店	初沢町1227-4	スーパーアルプス中野店	中野山王1-26-7	丸吉優眠館	八幡町11-1
グルメシティ西八王子店	千人町2-1-9	スーパーアルプス長房店	長房町550	山野美容芸術短期大学YCAショップ	鍾水530

集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

集合住宅は、戸建住宅と比べると資源物としてリサイクルできる物をごみとして出している割合の多いことが分析調査から分かりました。

もちろんその中には「ごみの分別」や「集積所の管理」が適正に行われている集合住宅もたくさんあります。このような、管理が適正な集積所を「優良」と認定し普及させることで、管理者や入居者の皆さんの「ごみ分別意識の向上」を推進し、市全体のごみの減量へとつなげていくことを目的としています。

集合住宅集積所管理者
 集合住宅所有者
 管理会社、管理組合など

申請

認定調査

認定

認定証・
 認定マーク交付

継続のための
 認定調査

継続認定

申請用紙は、戸吹、館、南大沢の各清掃事業所、またはごみ減量対策課で配布しています。市のホームページからもダウンロードできます。

指摘事項があっても改善していただければ、引き続き認定に向けた調査を実施します。

申請の辞退は自由です。



市の清掃指導員がごみの出し方、分別の状況を調査します。

認定後も数か月後に初回と同様の調査を実施します。指摘事項があっても改善していただければ、継続して調査を実施します。

電話でのお問い合わせ先

担当地区の清掃事業所
 戸吹清掃事業所 691・2891
 館清掃事業所 665・2531
 南大沢清掃事業所 674・0551
 または、ごみ減量対策課
 620・7256まで

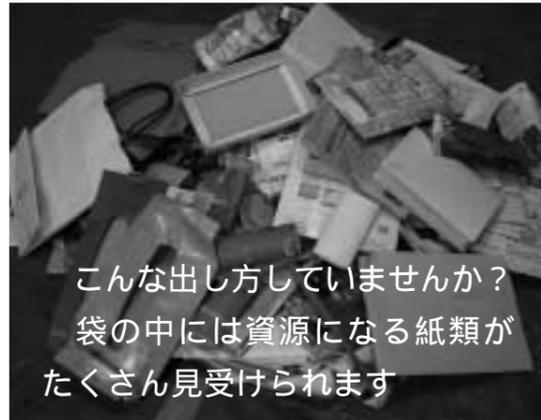
(数か月後に実施)



小規模集合住宅の集積所は、ごみ・資源物を出す場所の掲示や専用容器を設置することで、分別ができ、清潔に保たれています。

紙は繰り返し使える大切な資源です

ごみの有料化実施から約2年。可燃ごみの中には、分別すれば再利用や再生利用できる紙類がまだまだたくさん混入しています。特に雑紙がごみとして捨てられてしまっている傾向にあります。



<出せるもの>

次のものは、雑紙として出すことができます。もう一度分別の確認をお願いします。



その他、書籍、コピー用紙、包装紙なども雑誌・雑紙として出すことができます。



<出せないもの>

次のものは、紙の原料となりませんので可燃ごみとして出してください。(禁忌品と呼ばれています)



感熱紙(FAX用紙・レシートなど)、カーボン用紙、油紙、銀紙、写真

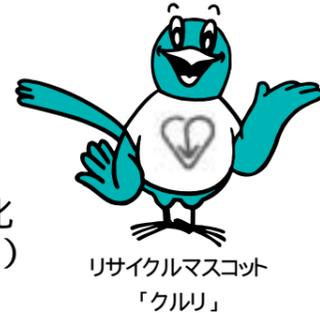
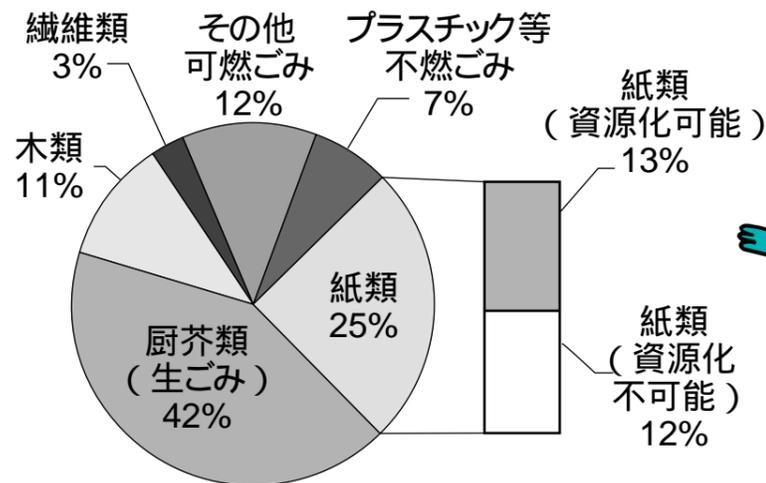


防水加工紙(紙コップ・紙製のヨーグルト容器など)、ビニールコート紙、アイロンプリント紙



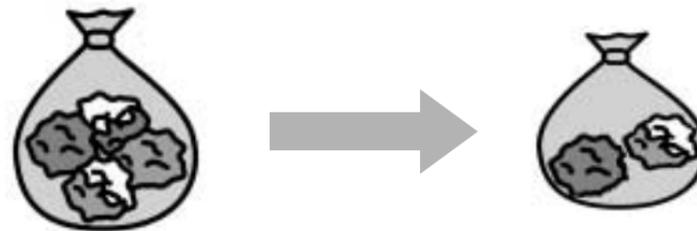
食べものなどで汚れた紙、シュレッダーされた紙、臭いのついた紙(石鹸の個別包装紙など)

家庭から出た可燃ごみの組成(18年10月調査)

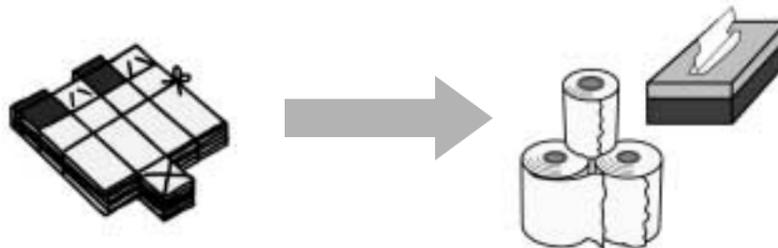


紙リサイクルのメリット

1. 可燃ごみを減らすことができます



2. 分別された古紙は、紙を作るときに原料として使えます



3. 古紙を原料として紙を作れば天然資源の節約になります



紙類は種類によってそれぞれ違う用途の紙に再生されるため、必ず4つの種類(新聞・ダンボール・雑誌雑紙・紙パック)に分別してください。

ダンボールは断面が波型をしています。



紙パックは上質な紙からできていて、トイレットペーパーやティッシュペーパーに再生されますので、必ず雑紙とは別に束ねてください。

★古紙の持ち込みもご利用ください

引越などで大量の古紙が出る場合は、下記の古紙問屋へ直接持ち込んでいただければ無料で引き取っていますのでご利用ください。事業所から出る古紙も持ち込めます。

ただし、必ず種類ごと(新聞・ダンボール・雑誌雑紙・紙パック)に分別していただくようお願いします。

また、紙の原料とならない禁忌品(上記の出せないもの)は混ぜないように注意してください。

<市内の古紙持ち込み先一覧>

会社名	住所	電話	持ち込み時間
三弘紙業(株) 八王子営業所	宮下町54-1	691-0221	月~金 9時~17時 土 9時~14時
東京紙業(株) 多摩事業所	中野上町1-16-16	655-1821	月~土 9時~17時
(株)こんの 八王子営業所	石川町2802	643-4340	月~土 9時~17時 日・祝日 9時~15時

毎週水曜日は行政回収の搬入があり大変混み合いますので、別の曜日に持ち込んでいただくようお願いします。

資源物回収実績一覧

資源物の売払い金は、資源物回収費用に充てています。

	品目	16年度 重量(kg)	17年度 重量(kg)	回収量 前年度比(%)	17年度 売払収入(円)
古紙	新聞	3,064,030	3,190,600	104	古紙小計 45,518,421
	ダンボール	2,912,020	3,651,940	125	
	雑誌・雑紙	8,890,680	12,369,100	139	
	紙パック	111,340	215,810	194	
	空きびん	4,129,890	4,405,370	107	1,217,825
	空き缶	1,523,140	1,740,160	114	39,290,632
	古着・古布	1,687,984	2,321,136	138	12,185,961
	プラスチック	433,450	866,450	200	0
	ペットボトル	846,860	1,484,200	175	8,825,856
	はがき類	3,360	3,730	111	0
	計	23,602,754	30,248,496	128	107,038,695

不法投棄のないきれいなまちづくりをめざして

市では不法投棄を防止するために、さまざまな取り組みを行っています。不法投棄は自然環境を破壊し、生活環境を脅かす重大な問題です。「少しくらいなら」「人目につきにくいから」といって、道路、河川、空き地などにゴミを捨てる身勝手な行動は絶対許されません。

次代を担う子どもたちのためにも、大人たちが良い手本を示し、一人ひとりの責任ある行動で住みよいきれいなまち、八王子をつくりましょう。

市の取り組み

監視パトロールの実施(昼間・夜間)

不法投棄の多くは人目を避けて早朝や夜間に行われています。本市では職員による「不法投棄と不審者の監視」を毎日実施しています。車内から監視するだけでなく現場周辺を歩いて行っています。

不法投棄監視カメラの設置

本市では不法投棄が多発している場所を重点的に、24時間監視できるカメラを設置しました。不法投棄をしようとする不審車両の映像は直ちに各清掃事業所に送られます。悪質な場合は警察と連携し告発も含めた法的な措置をとっていきます。

啓発ポスター・看板等の設置

不法投棄の多発場所、ごみ集積所、駅周辺等に市内の小学生が描いたポスターや看板を設置し、不法投棄の未然防止を図っています。

通報連絡体制

本市では不法投棄をなくすために、リサイクル推進員、郵便局、タクシー協会、その他の市民団体との連携を取り、不法投棄の情報を提供してもらい、監視の目の強化、早期対応の足掛かりにしています。



小学生が描いた不法投棄防止ポスター

不法投棄の罰則

不法投棄をすると、個人では5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金と違反者が5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金に処されます。また不法投棄の未遂についても罰せられるようになりました。



畳や自転車などが不法投棄された現場

不法投棄を見かけたら

『あなたの一報を』

不法投棄を防止するためには、市民による監視などの協力が不可欠です。不法投棄を見かけた場合や投棄者が特定できそうな証拠品がある場合などは、右記までご連絡ください。

浅川から北側の方	戸吹清掃事業所	691-2891	FAX691-7678
浅川から南側の方	館清掃事業所	665-2531	FAX662-2926
多摩ニュータウンの方	南大沢清掃事業所	674-0551	FAX677-5971
環境部ごみ減量対策課		620-7256	FAX626-4506

家庭用指定収集袋収入の使いみち

平成17年度(17年4月1日～18年3月31日)の指定収集袋の収入は1,267,683,287円でした。この収入は、有料化に伴い実施した戸別収集、資源物回収の拡充、指定収集袋制度などの必要経費に充当しています。

1,267,683,287円
充当先事業の内訳

繰越金 111,992,485円

みどりの保全基金積立

110,000,000円

本市の貴重なみどりを市民共有の財産として保全し、緑化の推進を図るために、みどりの保全基金に積み立てました。

啓発・その他 54,631,192円

広報・カレンダー等作成・配付
35,640,489円

資源集団回収補助

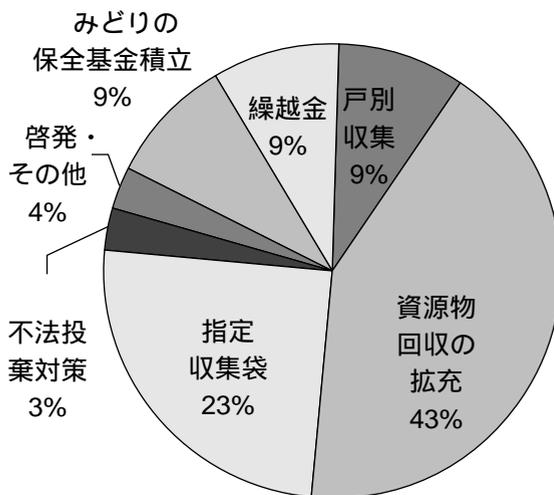
7,278,233円

生ごみ処理機補助

2,470,900円

清掃工場等経費

9,241,570円



戸別収集 119,658,321円

可燃ごみ収集 14,146,329円

不燃ごみ収集 105,511,992円

資源物回収の拡充

536,307,820円

古紙 60,728,829円

古着・古布 29,258,190円

ペットボトル 194,131,562円

プラスチック 158,426,868円

空き缶 83,156,280円

空きびん 10,606,091円

不法投棄対策 41,310,354円

不法投棄パトロール 29,767,500円

監視カメラ設置(6台) 9,019,628円

小学生ポスターの掲出 2,523,226円

指定収集袋 293,783,115円

製造費 182,623,171円

運搬等管理費 111,159,944円

事業系ごみの適正処理を

「お店から出たごみが家庭用の指定袋に入られているのですが良いのですか?」といった声が多く寄せられます。事業活動から発生したごみは(住居を兼ねた事業所であっても)「事業系ごみ」となりますので、家庭用指定袋で排出することはできません。市では、清掃指導員がごみの中身について随時調査し、不適切な排出事業者に対し指導を行っています。「事業系ごみ」の適正処理をお願いします。< 処理方法は市のホームページをご覧ください。>



家庭用指定袋で出された事業系ごみを市の清掃指導員が調査しています。

< 不適正排出事業者指導までの流れ >

市職員が発見

市民からの通報

市職員が調査

排出事業者を特定

排出事業者を指導

悪質な場合警察と連携

お知らせ

10リットルのおむつ専用袋の配付を始めました

20リットルのおむつ専用袋に加え、新たに10リットルの袋の配付を12月1日から始めます。おむつ専用袋の排出状況を見ると、袋に余裕がある状態で排出されていたり、また、20リットルの袋では大きくなっていないという市民の皆さんの声があったりすることから、10リットルの袋を追加することにしました。

1回に配付できる枚数は20リットルと10リットルの袋を合わせて30枚までです。ぜひご利用ください。

おむつ専用袋配付場所一覧

市役所3階ごみ減量対策課	各地域子ども家庭支援センター
市役所2階子育て支援課	各地域包括支援センター
市役所2階高齢者支援課	あったかホール
市役所2階高齢者相談課	補修センター
市役所2階障害者福祉課	保健センター
市役所2階生活福祉課	大横福祉センター
各清掃事業所	東浅川保健福祉センター
市民部各事務所	南大沢保健福祉センター
各市民センター	いちょうホール
各児童館	市民会館
各市立保育園	東浅川交通公園
各私立保育園	清川交通遊園

(八王子共励、共励第二、共励第三を除く)

可燃ごみ収集車にも積んでいます。声をかけてください。

来年の家庭用ごみ・資源物収集カレンダーを全世帯に戸別配付

可燃・不燃ごみや資源物の収集日や分別方法を表示した「家庭用ごみ・資源物収集カレンダー」。市内を20の区域に分けて作成しています。来年のカレンダーは12月5日から15日にかけて全世帯に戸別配付します。

なお、12月18日を過ぎても自宅に届かなかったり、自宅の町名と異なる区域のカレンダーが届いた場合は、ごみ減量対策課(620・7256、FAX626・4506)までご連絡ください。

エコひろば

八王子市環境学習室のご案内

あったかホール2階にある「エコひろば」は市民・事業者の環境学習の拠点です。

「知っていますか、みなさんのまちの環境状況」を合い言葉に環境保全活動のパネル展示をしています。また、「見て・聞いて・話してみよう」を基本にした清掃工場見学・体験ツアーや講座を開催しています。ご参加をお待ちしています。

講座のご案内は

広報紙やホームページ(<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/evevnt/koza/index.html>)をご覧ください。

お問い合わせは

エコひろば 656・3054(受付時間:10時~18時)へ。
(エコひろばの管理運営は環境学習・サイクル推進協議会へ委託しています。)

見学・体験ツアーの様子



新規指定収集袋取扱店一覧(町名は50音順)

新規取り扱い店	
みなみ野一丁目	マツモトキョシ アクロスモール八王子みなみ野店
元八王子町一丁目	ミニストップ 元八王子一丁目店
取り扱いをやめました	
石川町	ミニストップ 八王子石川町店
散田町一丁目	(株)マゴメ 散田営業所

年末の粗大ごみ 収集の申し込みはお早めに

これから年末にかけては、各ご家庭から粗大ごみの収集の申し込みが殺到し、大変混み合います。年内に収集できない場合がありますので、お早めに担当清掃事業所へお申し込みください。また、直接、各処理施設に持ち込むこともできます。年末の収集業務と処理施設での受け入れは、12月29日(金)まで行います。